

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 4 年度
計画主体	西 宮 市

西宮市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 西宮市産業文化局産業文化総括室農政課
所在地 兵庫県西宮市六湛寺町 8 番 2 8 号
電話番号 0 7 9 8 - 3 4 - 8 4 9 0
F A X 番号 0 7 9 8 - 3 2 - 8 7 1 0
メールアドレス nougyo@nishi.or.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ・シカ・アライグマ・ヌートリア・イタチ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	西宮市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
イノシシ	水稲	45 a 56万円
	いも類	19 a 38万円
	野菜	1 a 1万円
シカ	水稲	5 a 6万円
アライグマ	果樹	16 a 99万円
	いも類	10 a 21万円
	野菜	28 a 42万円
ヌートリア	水稲	1 a 1万円
イタチ	農（林水産）業に従事する者の生活環境被害	—

令和3年度野生鳥獣による農林業被害調査より

(2) 被害の傾向

○イノシシ

本市北部（塩瀬地区、山口地区）及び鷲林寺地区を中心に、水稲の踏み倒し及び食害、サツマイモ等の食害が発生しているほか、畦畔の掘り返し等、被害が通年的に発生している。被害面積や被害金額は増加傾向にあり、被害が長期に続いているため、生産者の営農意欲が減退する等精神的な被害が深刻である。また、本市南部の市街地においてはイノシシが住宅地を徘徊する、生ゴミを荒らす、住宅地の庭を掘り返す等の生活被害が増加しており、人身被害の危険性も増すなど住民生活に支障が生じている。

○シカ

本市北部で水稲等の食害が発生しており、生息区域が拡大傾向にあることから、警戒が必要である。

○アライグマ

市内全域でスイカやイチゴ等の被害があり、建物への侵入等生活被害が増加している。

○ヌートリア

農業被害は、今のところ軽微であるが、河川や池において繁殖が確認されていることから、警戒が必要である。

○イタチ

被害金額は計上されていないが、農（林水産）業に従事する者の住宅の屋根裏に侵入して糞尿により天井板を腐食させる等、生活被害にかかる市役所への相談件数が増加している。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和7年度）
イノシシ	被害面積 65 a	被害面積 46 a
	被害額 95 万円	被害額 67 万円
シカ	被害面積 5 a	被害面積 4 a
	被害額 6 万円	被害額 4 万円
アライグマ	被害面積 54 a	被害面積 38 a
	被害額 162 万円	被害額 113 万円
ヌートリア	被害面積 1 a	被害面積 —
	被害額 1 万円	被害額 —
イタチ	苦情件数 3 件	苦情件数 2 件

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題								
捕獲等に関する取組	<p>イノシシなど有害鳥獣の対策は、西宮市と兵庫県猟友会西宮支部（以下「猟友会」という）が連携し、わな猟を主体に捕獲活動を行っている。</p> <p>平成25年度より、わな班の中から2名を専従員として配置し、専門的に捕獲活動を行っている。</p> <p>令和2年度 （イノシシ）</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>銃猟班</td> <td>20名</td> </tr> <tr> <td>わな班</td> <td>20名</td> </tr> <tr> <td colspan="2">（内2名は専従員）</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>40名</td> </tr> </table>	銃猟班	20名	わな班	20名	（内2名は専従員）		合計	40名	<p>猟友会のメンバーが高齢になっており、捕獲の担い手の確保と育成が急務となっている。</p> <p>また、猟友会のメンバーの大半は仕事を持っているので、捕獲活動に従事できる時間が限られている。</p>
銃猟班	20名									
わな班	20名									
（内2名は専従員）										
合計	40名									

<p>有害鳥獣捕獲 イノシシ 153頭</p> <p>令和3年度 (イノシシ) 銃猟班 20名 わな班 20名 (内2名は専従員) 合計 40名 有害鳥獣捕獲 イノシシ 122頭</p> <p>令和4年度 (イノシシ) 銃猟班 20名 わな班 20名 (内2名は専従員) 合計 40名 有害鳥獣捕獲 イノシシ 29頭 (R5.1月16日現在)</p> <p>アライグマの対策は、西宮市 アライグマ等防除実施計画 (R3年4月～R13年3月) を策定し、西宮市と猟友会が連 携し、捕獲活動を行っている。</p> <p>令和2年度 特定外来生物捕獲 アライグマ 173頭 ヌートリア 7頭</p> <p>令和3年度 特定外来生物捕獲 アライグマ 158頭 ヌートリア 10頭</p>	
---	--

	<p>令和4年度 特定外来生物捕獲 アライグマ 163頭 ヌートリア 10頭 (R5.1月16日現在)</p>	
<p>防護柵の設置等に関する取組</p>	<p>市の農業活性化対策事業の補助により、防護柵の設置を進めている。</p> <p>令和元年度 イノシシ用電気柵 L= 1200m イノシシ用金網柵 L= 20m</p> <p>令和2年度 イノシシ用電気柵 L= 490m イノシシ用金網柵 L= 300m</p> <p>令和3年度 イノシシ用電気柵 L= 465m</p>	<p>市の補助事業により電気柵の設置を進めているが、設置費用や労力負担が必要となることから、農地の一部で電気柵や金網柵が設置されるに留まっている。</p>

(5) 今後の取組方針

イノシシについて、令和2年度～令和4年度で有害鳥獣捕獲を実施したが、農業被害は増加傾向にある。引き続き、わな猟を主体に有害鳥獣捕獲を継続するとともに、防護柵の設置により被害防止を図る。

シカについてはイノシシと併せてわな猟を主体に有害鳥獣捕獲を実施し、生息区域の拡大を防ぐとともに、防護柵のイノシシ・シカ兼用への強化を普及し、被害防止を図る。

アライグマ・ヌートリアについては市民等からの通報や捕獲要望に基づき、市全域で箱わなによる有害鳥獣捕獲及び外来生物法による防除を行う。

イタチについては、追い払いによる被害防止を原則とする、被害が繰り返す場合や、建物等の構造上の問題から追い払いのみでは被害防止が困難な場合においては、狩猟免許所持者により有害鳥獣捕獲を実施する。

なお、猟友会のメンバーの高齢化が進んでいるため、捕獲の担い手である狩猟免許所持者の育成に努めるとともに、防護柵の普及、地域懇談会等の開催を実施して、鳥獣被害防止の体制整備を行っていく。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

イノシシ、シカ、アライグマ、ヌートリアについては猟友会に有害鳥獣捕獲を業務委託し、捕獲を実施する。

なお、猟友会有害駆除班内に専従員を配置し、終日被害対策に取り組めるよう体制強化を図った。

また、農家等に狩猟免許取得を勧め、捕獲の担い手の育成に努める。

イタチについては、原則として建物等の管理者が狩猟免許取得者に依頼して捕獲を実施する。ただし、アライグマ等他の小動物と一緒に農地等に被害を生じさせている場合は、アライグマと同時に捕獲活動を行う。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	イノシシ シカ アライグマ ヌートリア イタチ	・小動物用箱わなによる捕獲の推進 20基 ・イノシシ用箱わなによる捕獲の推進 4基
令和6年度	イノシシ シカ アライグマ ヌートリア イタチ	・小動物用箱わなによる捕獲の推進 20基 ・イノシシ用箱わなによる捕獲の推進 4基
令和7年度	イノシシ シカ アライグマ ヌートリア イタチ	・小動物用箱わなによる捕獲の推進 20基 ・イノシシ用箱わなによる捕獲の推進 4基

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

イノシシの有害鳥獣捕獲による実績は、令和2年度153頭、令和3年度122頭、令和4年度29頭(R5.1月16日現在)で、農業被害や生活被害が増加しており、人身被害の危険性も増すなど住民生活に支障が生じているため、年間150頭の捕獲を目指す。

シカについては、県下における生息区域が拡大しているなか、生息区域の拡大防止を目的に、年間10頭の捕獲を計画する。

アライグマについては、令和2年度173頭、令和3年度158頭、

令和4年度163頭(R5.1月16日現在)と捕獲しており、農業被害、住宅環境被害も増加しているため、設置する箱わなの基数を増やす等により捕獲頭数の増加を図る。

ヌートリアの捕獲実績は、令和2年度7頭、令和3年度10頭、令和4年度10頭(R5.1月16日現在)で、被害軽減のため箱わなの設置基数を増やす等により捕獲頭数の増加を図る。

イタチについては市役所に寄せられる苦情件数が増加しており、追い払いのみでは被害防止が困難なため、捕獲頭数を年間10頭と設定する。捕獲後は原則として放獣を行っているため、有害鳥獣捕獲による生息数は減少しない。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	150	150	150
シカ	10	10	10
アライグマ	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
ヌートリア	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
イタチ	10	10	10

捕獲等の取組内容
<p>(イノシシ・シカ) 市全域において、くくりわな・箱わなを主体とする有害鳥獣捕獲を通年で実施する。</p> <p>(アライグマ・ヌートリア) 市全域において、箱わなによる有害鳥獣捕獲及び外来生物法による駆除を通年で実施する。(特定外来生物防除確認の期間延長については、令和3年4月改正済み)</p> <p>(イタチ) 市全域において、箱わなによる有害鳥獣捕獲を通年で実施する。</p>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<p>イノシシ・シカの捕獲において、わな及び散弾銃での捕獲が困難な場合、長距離でも威力のあるライフル銃を使用した効率的な捕獲により個体数を減らす必要がある。</p>

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
西宮市	イタチ イタチは目撃件数が、令和2年度12件、令和3年度3件、捕獲実績が令和2年度0頭、令和3年度2頭と、住環境被害が多いので、捕獲許可権限委譲は是非とも必要である。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ・シカ	電気柵 1,000m 金網柵 1,000m	電気柵 1,000m 金網柵 1,000m	電気柵 1,000m 金網柵 1,000m

(2) その他被害防止に関する取組

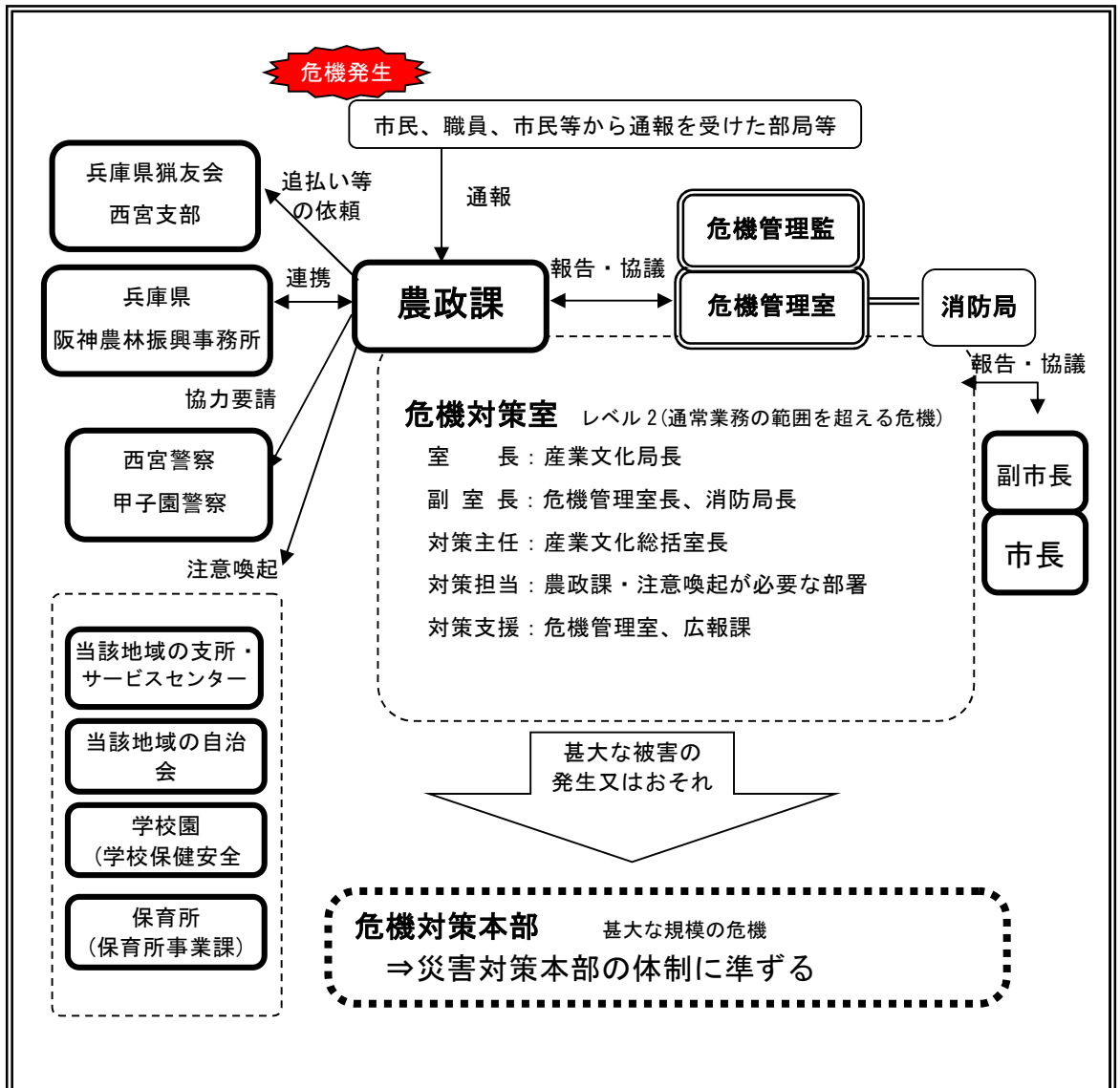
年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	イノシシ シカ アライグマ ヌートリア イタチ	被害防止に関する普及啓発（講習会、広報誌等）を進めると共に、農家のわな猟免許取得を推進し、地域住民が主体的に被害防止活動を行えるような体制の整備を目指す。また、農家による侵入防止柵の設置を支援し、対象鳥獣の侵入を防止する。
令和6年度	イノシシ シカ アライグマ ヌートリア イタチ	被害防止に関する普及啓発（講習会、広報誌等）を進めると共に、農家のわな猟免許取得を推進し、地域住民が主体的に被害防止活動を行えるような体制の整備を目指す。また、農家による侵入防止柵の設置を支援し、対象鳥獣の侵入を防止する。
令和7年度	イノシシ シカ アライグマ ヌートリア イタチ	被害防止に関する普及啓発（講習会、広報誌等）を進めると共に、農家のわな猟免許取得を推進し、地域住民が主体的に被害防止活動を行えるような体制の整備を目指す。また、農家による侵入防止柵の設置を支援し、対象鳥獣の侵入を防止する。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
兵庫県阪神北県民局阪神農林振興事務所	(緊急時) 県所管の有害鳥獣の捕獲許可 (平常時) 県所管の有害鳥獣の捕獲許可
西宮警察	(緊急時) 住民の誘導 (平常時)
西宮市農政課	(緊急時) 住民の誘導 (平常時) 市所管の有害鳥獣の捕獲許可
兵庫県猟友会西宮支部	(緊急時) 住民の誘導及び有害鳥獣の捕獲 (平常時) 有害鳥獣の捕獲

(2) 緊急時の連絡体制



6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

(イノシシ) CSF感染確認区域があるため、その地域において、野生イノシシの肉は区域外への持ち出しができない為、自家消費に限られるが捕獲個体は可能な限り資源として利用し、残りの残渣は産業廃棄物として焼却処分

(アライグマ)

炭酸ガスにより安楽死させ、その後、市の総合処理センターで焼却処分
(イタチ)

原則、放獣であるが、放獣が無理な場合、炭酸ガスにより安楽死させ、その後、市の総合処理センターで焼却処分

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

年間の捕獲頭数が少なく、採算がとれないため、食品としての利用に必要な施設の建設、流通、販売等の利用推進は困難。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	西宮市有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
兵庫県猟友会西宮支部	捕獲活動
JA兵庫六甲西宮営農支援センター	農業者への情報提供 わな免許等の取得の推進
兵庫県阪神北県民局阪神農業改良普及センター	農業者への情報提供
兵庫県西宮市	協議会に関する連絡・調整、有害鳥獣の捕獲許可、その他鳥獣被害に対する助成及び啓発 後継者の育成 農業者による侵入防止柵の設置を支援

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
兵庫県森林動物研究センター	研修の実施
兵庫県阪神北県民局阪神農林振興事務所	補助事業及び研修等の情報提供

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

従来より講じている猟友会の有害鳥獣捕獲班から実施隊員を選抜し、鳥獣被害対策実施隊の設置を検討する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

アライグマ、ヌートリアに関して特定外来生物の防除実施計画による捕獲の実施。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

市民の生命又は身体に対する被害を防止するため、有害鳥獣駆除班内に専従員を配置し、終日被害対策に取り組めるよう体制を強化。

10. 豚熱に関して

野生イノシシの豚熱(CSF)の終息を図るために「豚熱まん延防止のための野生イノシシの捕獲強化の方針」により、捕獲強化を進めるとともに、感染拡大を防ぐために、捕獲者の靴底や車両への消毒の徹底などに取り組む。

コラム

「持続可能な開発目標(SDGs)」と「西宮市鳥獣被害防止計画」

平成 27 年(2015 年)の「国連持続可能な開発サミット」において、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」とその 17 の「持続可能な開発目標(SDGs)」が採択されました。SDGs (Sustainable Development Goals) では、経済・社会・環境の 3 つの側面のバランスがとれた持続可能な開発に際して、複数目標の統合的な解決を図ることが掲げられています。本計画においては、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を認識し、相互に連携・協働しながら取組みを進めることにより、特に以下に挙げる SDGs の 2 つの目標達成に寄与することが期待されています。



西宮市鳥獣被害防止計画と SDGs との関係



出典) 国際連合広報センター